第1部 アンケート調査

調査概要

1 調査の目的

本調査は、平成16(2004)年9月に発足した第2期の川崎市子どもの権利委員会が、市長から諮問された「子どもの居場所と参加活動の拠点づくり」についての調査・審議の基礎となる資料を得ること及び川崎市における子どもの権利保障に関する実態を把握することを目的とする。

2 調査の設計

本調査の設計は以下のとおりである。

(1) 調査地域 川崎市内

(2) 調査対象 子ども調査 市内に居住する満11歳から17歳までの男女個人

おとな一般調査 市内に居住する満18歳以上の男女個人

市立施設等の職員調査 市立施設等の職員の男女個人

(3) 標本数 7,069人

17歳それぞれ1,500人づつ)

おとな一般調査 1,500人

市立施設等の職員調査 1,069人

(4) 抽出方法 住民基本台帳からの無作為抽出法

市立施設等の職員は、抽出した施設(学校など)の職員

- (5) 調査方法 郵送調査(はがき督促を1回)
- (6) 調査期間 平成17年(2005年)3月
- (7) (株)総合企画

3 回収結果

本調査の回収結果は以下のとおりである。

(1) 有効回収票数

(数字は、左が回収数、カッコ内が送付数である。)

子ども調査 1,711票 (4,500票)

11・12歳 657票 (1,500票)

13~15歳 596票 (1,500票)

16・17歳 443票 (1,500票)

年齡不明 15票

おとな一般調査 572票 (1,500票)

市立施設等の職員調査 550票 (1,069票)

(2) 有効回収率

(数字は、左が今回(平成17年調査)回収率、カッコ内が前回(平成14年調査)回収率である。)

子ども調査 38.0% (45.8%)

11・12歳 43.8% (51.3%)

13~15歳 39.7% (47.5%)

16・17歳 29.5% (37.1%)

おとな一般調査 38.1% (43.2%)

市立施設等の職員調査 5 1 . 4% (55.3%)

4 その他

- (1) 以下の文中において、特に断りなく「権利条例」、「条例」と記載している箇所は、「川崎市子どもの権利に関する条例」をいう。
- (2) 子どもの有無は、調査の時点で18歳未満の子どもが「いるか」「いないか」を意味している。
- (3) 調査の対象となった子どもは、11・12歳を小学生年代、13~15歳を中学生年代、16・ 17歳を高校生年代としている。